

# ◎株式会社日本政策金融公庫法の一部 を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一四号)

## 一、提案理由(平成二十二年三月一六日・衆議院財務金融委 員会)

○菅国務大臣 ただいま議題となりました株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昨年十二月、我が国は、コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第十五回締約国会議において、気候変動対策に取り組む途上国に対する支援策を発表しました。

気候変動対策は喫緊の課題であり、膨大な資金需要があります。民間資金の呼び水としてリスクの補完を行うため、平成二十年十月に発足した株式会社日本政策金融公庫の国際部門である国際協力銀行を活用することが重要となります。

政府は、地球温暖化を初めとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫が民間

金融を補完することを旨としつつ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融機能を担うことができるよう、所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年三月三日)

○玄葉光一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案は、株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行(JBIC)の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加するもの

であります。

本案は、去る三月十一日当委員会に付託され、十六日菅財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）による業務の積極的展開が可能となるよう、その体制のあり方について検討を加えること等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二二年三月一七日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。
- 一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫

した体制として可能となるよう、国際協力銀行のあり方について検討を加えること。

### 三、参議院財政金融委員長報告（平成二二年三月三一日）

○大石正光君 たいいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地球温暖化を始めとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加しようとするものであります。

委員会におきましては、国際協力銀行の担うべき役割と今後の組織の在り方、政策金融機関の統合による効果、鳩山イニシアティブによる途上国支援の具体的内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年三月三〇日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 我が国の優れた技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての輸出、又は、これらが活用される海外におけるインフラ等の事業については、先進国、途上国を問わず、国際協力銀行がこれを積極的に支援し、我が国経済の成長に更なる貢献をするよう国際協力銀行の機能を整備すること。

一 地球環境保全に加え、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を適切に果たすため、目的遂行のための信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制として可能となるよう、国際協力銀行の在り方について検討を加えること。

一 今後の国際協力銀行の在り方の検討に当たっては、民業補充の観点に立って、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合の効果、統合された各業務の役割・機能等について十分な検証を行うこと。

右決議する。